

下記の委託業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年10月10日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度「わたしの避難計画」普及促進に関する業務委託

(2) 業務目的

本県では、想定される自然災害の犠牲者を最小化させるため、早期避難を「他人事ではなく自分事」として意識付ける取組として、「わたしの避難計画」の県民一人ひとりの作成を推進している。本業務は、「わたしの避難計画」の認知度を向上させる広報を行うことを目的とする。

(3) 履行期限

令和6年3月27日（水）限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、8,500,000円（消費税込み）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県における物品購入等及び一般業務委託に係る入札参加資格者のうち「広告代理」の営業種目に登録がある者であること。

(3) 静岡県内に本社又は営業所を有していること。

(4) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと、又は静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和5年10月10日（火）の9時から令和5年10月19日（木）の17時まで

(2) 配布場所及び担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県危機管理部危機政策課（静岡県庁別館4階）

TEL：054-221-3731

E-mail：boukei@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 配布方法

上記(2)に掲げる機関にて無料で配布する。併せて、申請書類等ダウンロードサービス(静岡県公式ホームページ電子行政サービス)に掲載する。

4 参加表明書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出期限

令和5年10月19日(木)17時までに持参又は電子メールにより提出すること。

(2) 参加表明書の提出先

3(2)に同じ

(3) 企画提案書の提出

令和5年10月24日(火)16時までに別途提示する方法により提出すること。

(4) 企画提案書の提出先

3(2)に同じ

(5) プレゼンテーション

ア 日 時 令和5年10月30日(月)の指定した時間

イ 実施方法 原則、対面とし、時間及び会場は別途通知する。

5 契約予定者を特定するための基準

(1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。

ア 当該業務の業務理解度、実施手順、企画提案の的確性、実現性の評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和5年10月31日(火)までに通知する。

6 非特定理由に関する事項

(1) 企画提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面(非特定通知書)により令和5年10月31日(火)までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和5年11月8日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までに書面(様式自由)により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和5年11月9日(木)までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、3(2)に示す静岡県危機管理部危機政策課まで提出すること。提出方法は、電子メール、持参のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

7 その他

(1) 詳細は、「令和5年度「わたしの避難計画」普及促進に関する業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。

- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館4階 静岡県危機管理部危機政策課（電話番号 054-221-3731）とする。